

令和6年度 天日乾燥床汚泥収集運搬業務委託 仕様書

令和6年4月
松塩水道用水管理事務所

1 運搬する産業廃棄物の種類及び数量

(1) 産業廃棄物の種類：無機汚泥（浄水場沈殿汚泥を天日乾燥したもの）

(2) 予定数量（概算）：800 t（660 m³）

[内 訳]

2号池 240 t（200 m³）

3号池 300 t（250 m³）

6号池 260 t（210 m³）

(3) 溶出試験の結果、特別管理産業廃棄物には該当しません（令和6年2月検査）。

(4) 今回搬出予定の汚泥からは放射能は検出されていません（令和6年2月検査）。

2 業務内容

本山浄水場の天日乾燥床の乾燥汚泥を受託者が積み込み、以下の処分先まで運搬すること（積み込みに要する機材及びオペレータ等の手配、交通誘導員を含む）。

処分先：（株）フロンティア・スピリット E・P・S

塩尻市大字金井字堤平729番地

3 履行期間

(1) 契約期間：契約の日から令和6年8月30日まで

(2) 搬出時期：概ね（春）令和6年5月上旬～6月下旬

（予定時期：土、日曜日、祝日等休日を除き、市道の通行に支障がない時期）

※本山区（地元）への周知期間があるため、上記の搬出期間は変更となる可能性があります。

4 業務管理

受託者は、委託契約書、仕様書、施工協議書、関係法令等を遵守し、委託者の指示に従って、業務を適正に実施すること。

(1) 運搬に当たっては、許可運搬車両を用い、運搬責任者とその代理人を定め、委託者及び処分先と事前に工程の打合せを行って、実施すること。

(2) 事業損失防止のため、着手前及び完了後の道路状況について写真撮影を行い、運搬に伴う道路の破損の有無を明らかにするものとする。なお、本業務に伴い道路を破損した場合は受託者の責により復旧を行うものとする。

(3) 天日乾燥床周辺での運搬車両の運行については、近隣の住民、農業関係者等に迷惑の掛からないよう下記条件を遵守するとともに、特に慎重な運転を心掛け安全に留意すること。

ア 車両の運行期日及び時間帯

原則として土、日曜日、祝日等休日は運行しない。

昼間時間帯に限る（概ね8時から17時）。

イ 運搬車両

運搬に使用する道路は狭いため、民地への踏み込み及び道路構造物等の損壊をしないよう、特に慎重に運行すること。

また、運搬に当っては車両総重量11t未満かつ最大積載量4t以下の車両を用いることとし、その最大積載量を遵守すること。ただし、運搬車両の大きさは車両台数、搬出期間に影響するため、協議の上決定すること。

市道は4m道路であるため、道路法、車両制限令などに基づき、道路管理者から許可を得ること。

ウ 交通誘導員

車両の通行に当たっては、本山区内のJR踏切周辺へ交通誘導員1名を配置し、近隣住民等の車両通行に支障がないよう誘導すること。交通誘導員は期間中14人を見込んでいる。

- (4) 運搬車両1台毎の計量については計量器を用いること。
- (5) 天日乾燥床での積込状況及び処分場での処分状況を写真撮影すること。
- (6) 本業務は原則として電子マニフェストを利用すること。

5 提出書類

契約関係書類のほか、次の書類を提出すること。

なお、提出部数は、特に指定のない限り、1部とする。

(1) 作業計画書

現場着手前に次の書類を添付した作業計画書を提出すること。

- ア 運搬経路を示す書類
- イ 許可運搬車両の一覧表
- ウ 運搬責任者及び代理人名簿

(2) 完了報告書

業務が完了したら、遅滞なく次の書類を添付した完了報告書を提出すること。

- ア 業務記録簿
- イ 業務実施写真
- ウ 計量伝票及び計量集計表
(計量伝票は日毎に台紙等に貼付し、計量集計を行うものとする)
- エ 電子マニフェスト記録（必要に応じて）
- オ その他必要とするもの